

受水槽方式

次に該当するときは、受水槽方式とする。

- ア、直結直圧方式、直結増圧方式の実施条件に合致しないとき。
- イ、配水管の事故または工事等による断水時にも必要最小限の水量を確保する必要があるとき。
- ウ、配水管の水圧の変動にかかわらず常時一定の水圧及び水量を必要とするとき。
- エ、給水装置に直結を禁止している機器等への給水があるとき。
- オ、有毒薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染する恐れがある場合。(例)薬品製造工場、メッキ工場、研究施設等
- カ、断水時に影響が大きいと思われる施設
(例)入院設備のある病院、養護老人施設等
学校、公民館等
- キ、その他管理者が必要と認めたとき。

貯水槽(受水槽)水道基準

貯水槽《受水槽》以下の装置は、水道法(昭和32年6月15日法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置ではないが、簡易専用水道(法34条の2)・(貯水槽水道(法第14条第2項第5号))その詳細について、構造及び材質等に不備があるときは水道利用者の不安を引き起こし、水質上問題を生じるおそれがあるのでこの基準により指導する。なお、ここに定めない事項については、水道事業とその都度協議すること。

1: 届出等

- 1) 特定建築物の届出
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に定められた特定建築物所有者等は、同法第5条に従って府知事に届出をしなければならない。
- 2) 簡易専用水道の届出
簡易専用水道設置者は、大阪府で定められている簡易専用水道管理運営指導要綱により所轄保健所長に届出をしなければならない。
- 3) 小規模貯水槽設置者は、大阪府小規模貯水槽衛生管理指導要領を遵守するものとする。
又、水道事業は、同要領に従い小規模貯水槽設置場所等について6か月以内ごとに所轄保健所長に報告する。

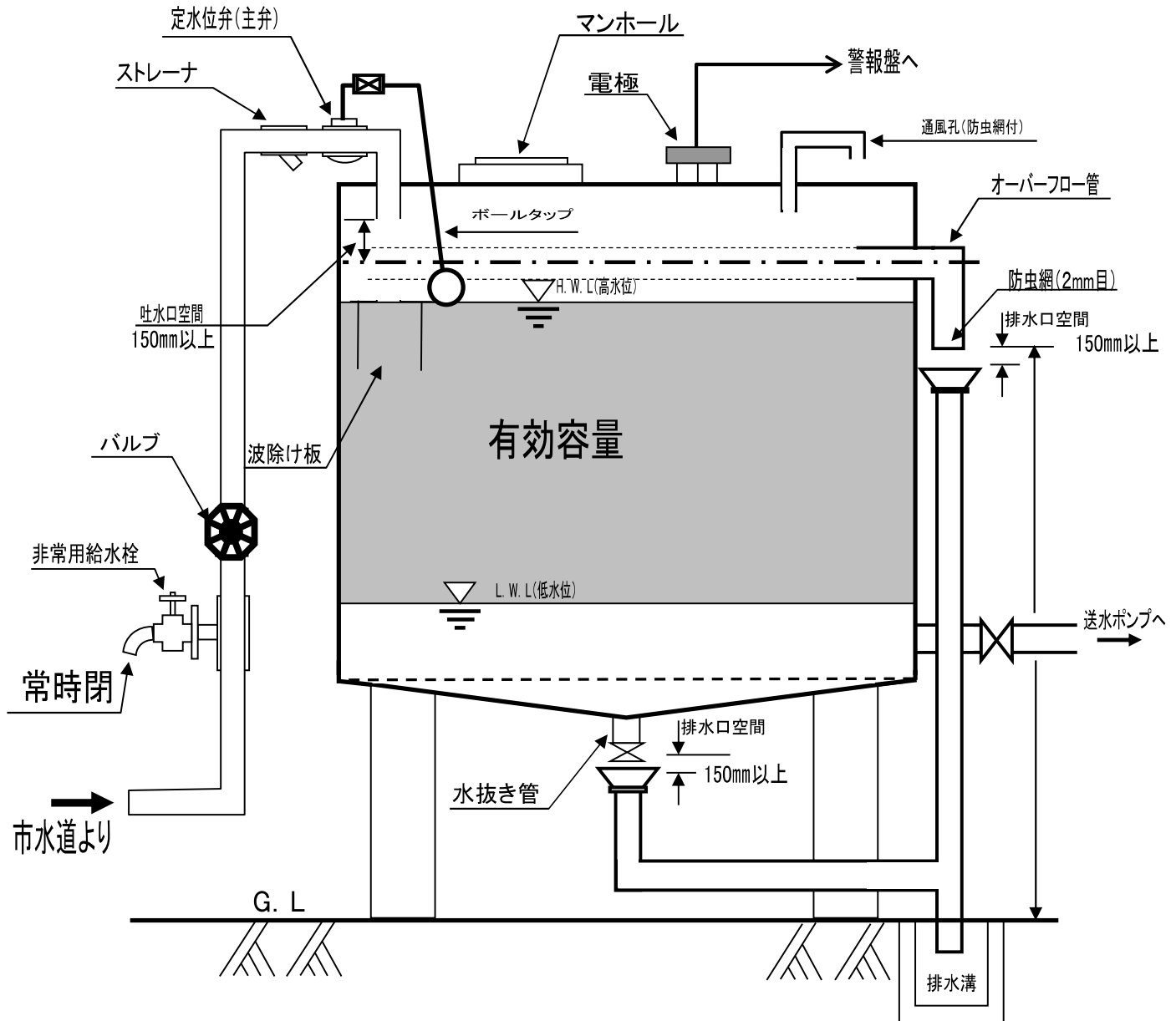
2: 維持管理

- 1) 維持管理
 - ア 建築物における衛生的環境に関する法律に定められた特定建築物所有者は、同法施行令第2条第2項イにより水質基準に適合する水を供給すること。
 - イ 貯水槽有効容量が10m³を超えるものは、水道法第34条の2、施行規程第55条等に従って所有者等の責任で適切な管理を行うこと。
 - ウ 10m³以下の貯水槽については大阪府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領を遵守し、所有者等の責任で適切な管理を行うこと。
- 2) 貯水槽の清掃
 - ア 内部の掃除を年1回以上定期的に行うこと。
 - イ 所有者が自ら行わない場合は、ビル管理法に基づく都道府県知事の登録を受けた貯水槽清掃業者に依頼して行うこと。
- 3) 水質の管理
給水栓から出る水の色、濁り、臭い、味等に異常を認めたときは、水質の検査を行うこと。
- 4) 給水の停止
水が人の健康を害するおそれがある場合は、直ちに給水を停止するとともに、飲用しないよう使用者に周知し、所轄保健所に連絡すること。
- 5) その他詳細については“貯水槽水道の適正な管理について”を参考にすること。

3: 構造及び付属設備

- 1) 貯水槽は鉄筋コンクリート又はガラス繊維強化樹脂(FRP)その他堅固な材質のものを使用し、水密構造であること。FRP製水槽の選定にあたっては「FRP製水槽耐震設計基準」・「FRP製水槽藻類増殖防止のための製品基準」(共に(社)強化プラスチック協会発行)等を参考にすること。
- 2) 貯水槽は点検修理または内部清掃のため、マンホール(点検口 直径60cm以上)・タラップ等を設置し、雨水、汚水の流入を防止するため嵩上げ(10cm以上)し、水密性の蓋を設置し施錠すること。
- 3) 貯水槽が10m³以上になるものは2槽式とすること。また有効容量が5m³以上となるものについても2槽式を検討すること。
各槽は連通管で連絡し、仕切弁で区分する構造とすること。
- 4) 外部からの点検・作業を容易にするため、上面・横面には適当な空間を確保すること。
- 5) ボールタップは定水位弁を原則とし、取り付け位置は点検修理に便利な場所選定し、この近くにマンホール(点検口)を設置する。
また、ボールタップを使用しない場合は水撃作用の発生しない構造とし水道事業管理者と協議の上決定すること。(電磁弁等の使用)
- 6) 貯水槽に貯留した水が給水装置に逆流しないような構造にすること。
- 7) 貯水槽は波立防止のために適切な措置を講じること。
- 8) 貯水槽にはオーバーフロー管(越流管)を設置する。口径については流入管径以上のものとし、取り付けに関しては貯水槽内に汚水の逆流がないような構造とし、出口には防虫網を設けること。
- 9) 貯水槽には通風孔を設置すること。取り付けに関しては貯水槽内に異物が混入しないような構造とし、出口には防虫網を設けること。
- 10) 貯水槽には、親メーター2次側の直結直圧部に非常用給水栓を設置すること。
- 11) 配水管及びメーターに急激な負担がかかると予測されるような口径で貯水槽に給水する場合は、その負担を軽減させるための必要な措置を講じること。
- 12) 貯水槽設備には各種警報装置を設けること。
- 13) ポンプ故障等の緊急時に備え、各連絡先を記載した「緊急連絡先標示板」をポンプ室以外の使用者の目につきやすい場所に2か所以上設置すること。
- 14) その他不明な点については事前に水道事業と協議すること。

貯水槽詳細図



- * 流入管の空気抜孔を加工できない場合は適当な逆流防止措置を講ずること。
- * 受水槽は容易に6面点検が行える空間を確保し、周囲にネットフェンス(H=1.8m程度)及び門扉を設置して施錠し、管理人が管理を行うこと。
- * 非常用給水栓は、通常時使用しないように「常時閉」と明記した札等を取り付けること。
- * 流入管について、空気抜孔を設置する等条件によれば水面まで配管も可とする。